

家族信託をやってみました

もしもの時の資金

長野に住んでいる両親は70代半ばになります。なるんですが、父は、山でクロスズメバチを探してマークをつけては、追いかけて回して蜂の子をとる、という趣味に長年興じています。新しいものの好きの母は、最新のスマートウォッチで自分の行動ログをとりながら家庭菜園を嗜み、毎年大量の野菜を送ってくれます。このままずっと変わらないんじゃないかという両親ですが、父も年齢だけは後期高齢者となり、さすがにそろそろ病気や怪我、そして介護状態になる確率も上がってきました。どんなに屈強な両親でも、介護とは突然やってくるものです。

介護施設に勤める妻より「介護はお金ありき」ということ、そして、年老いて本人の判断能力がなくなったり、または寝たきり状態になった場合、本人以外の者が預金を引き出すことは（たとえ身内であっても）至難の技、ということを知って切々と聞かされてました。

判断能力がなくなった方の財産を他人が管理できる「成年後見人制度」もありますが、制約が多いです。



家族信託

そこで「家族信託」なるものを利用してはどうかと考えました。これは、ざっくり言えば、親が自分の財産の管理を子供にお願いする、という制度です。この類の話は、認知症や旅立ちを想像させるので、切り出すのをためらいましたが、父は認知症になった独り身の姉の介護をしていたので、その大変さがよくわかっていたのです。母も兄弟も全員が快く了承しました。

そして、専門的に取り扱っている行政書士にお願いしました。家族信託は、親の資産をどのように取り扱うか、という取り決めを公正証書にします。そのため、公証役場、司法書士、銀行とそれぞれに出向くことになります。基本的に全て行政書士が取りまとめてくれ、それに帯同してあちこちを回りました。



我が家の信託内容

そして、父が委託者、長兄である私が受託者という銀行口座の開設や、土地の登記変更を行いました。これで、私が父の口座からお金を下ろしたり、土地家屋を処分することができるようになりました。両親の自宅の固定資産税は、今後私が家族信託口座から支払います。また家族信託口座では、万が一の介護のために使うための資金を管理しています。父は家族信託口座から出金はできません（入金可能）。ほかの銀行口座は今まで通り使えますので、生活は今まで通りできています。さらに今回の契約では、父が旅立った後、その財産を母の為に使う、ということも盛り込まれています。つまり、遺言書としての側面もあるわけです。家族信託は本人の希望に沿って柔軟にカスタマイズが可能な制度といえます。

今回の契約の費用として30万円程度かかりましたが、今後は費用がかかりません。



家族信託口座の開設は、長野県では初のケースだったそうです。

最後に

家族信託は、まだそれほど普及してませんが、非常に良いことづくめの制度に思います。これで資産や財産について、「もしもの時に備えることができた」と思いました。実際に介護が必要になった時には、ものすごくバタバタすると思いますが、一つ心配の種を消すことができました。

その後しばらくして実家の周辺にかなりの豪雨警報が出て、心配して連絡したら「雨で太陽が出なくてブルーベリーが甘くない」と母がぼやいてました。マイペースでいつまでも元気に過ごしてもらいたいと願っています。



（参考）家族信託普及協会 <https://kazokushintaku.org/>

北海道支所 植物土壌系研究グループ
矢崎 健一：記

